

登録教習機関の技能講習業務の一部休止の掲示について

下記の機関について、労働安全衛生法第77条第3項において準用する第49条の規定による業務の一部休止届があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録製造時等検査機関等に関する規則第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

記

登録教習機関の名称

山口職業能力訓練センター

代表者の氏名

センター長 森 哲也

住 所

山口県山口市松美町3番75号

一部休止する技能講習業務の範囲

ガス溶接技能講習における、技能講習修了証の再発行に関する業務を除く全ての業務

休 止 年 月 日

令和7年8月25日

休 止 期 間

未定

令和7年9月8日

山口労働局長